

6 四條畷市子育て支援プロジェクトチーム設置要綱

四條畷市子育て支援プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 本市独自の横断的・包括的な子育て支援策を見出し、現役世代人口の増加を図ることを目的として、子育て支援プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 包括的な子育て支援に係る具体的な目標の設定
- (2) 包括的な子育て支援の構築に向けた具体的な施策の検討
- (3) 構築した包括的な子育て支援施策の具体的なプロモーション方法の検討
- (4) 包括的な子育て支援の構築・プロモーションに向けた行動計画の策定
- (5) 必要な関係部局及び関係団体等との調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関すること

(連携)

第3条 プロジェクトチームは、四條畷市子ども・子育て会議をはじめ子どもに関連する施策を検討する会議と連携する。

(組織)

第4条 プロジェクトチームは別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 プロジェクトチームに委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は、健康福祉部長をもって充て、委員長代理は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

- 2 委員長代理は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 プロジェクトチームの円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに主任及び副主任を置くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部子ども室子ども政策課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

(廃止)

- 2 四條畷市子育て世代支援施策検討会議設置要綱を廃止する。

別表

| | |
|----------------|--------|
| 健康福祉部長 | 市立保育所長 |
| 保健センター所長 | 学校教育課長 |
| 調整監 | 地域教育課長 |
| 子ども政策課長 | 企画調整課長 |
| 障がい福祉課長 | 秘書広報課長 |
| 手当医療課長 | 人事課長 |
| 児童発達支援センター施設長 | 産業観光課長 |
| 子育て総合支援センター施設長 | 建設課長 |
| 市立認定こども園長 | |

四條畷市子育て支援プロジェクトチームワーキンググループ

| 氏 名 | 所 属 等 |
|--------|--------------|
| 溝口 直幸 | 子ども政策課（課長） |
| 西條 ひろみ | 保健センター（上席主幹） |
| 土井 昌美 | 子ども政策課 |
| 阪本 直樹 | 子ども政策課 |
| 芦野 香 | 手当医療課 |
| 長谷川 千尋 | 生活福祉課 |
| 小川 舞子 | 高齢福祉課 |
| 小路 日和 | 岡部保育所 |
| 柴田 博美 | 児童発達支援センター |
| 畑中 千賀子 | 子育て総合支援センター |
| 宮田 恵子 | 子育て総合支援センター |
| 北村 さやか | 保健センター |
| 藤戸 学 | 秘書広報課 |
| 津守 淳 | 企画調整課 |
| 羽田 朋哉 | 総務課 |
| 井上 恭子 | 市民課 |
| 西端 俊明 | 産業観光課 |
| 吉田 敬美 | 建設課 |
| 胡 健太 | 学校教育課 |
| 神本 かおり | 地域教育課 |
| 福井 隆司 | 会計課 |

（備考）

- 1 上記のほか、必要に応じて四條畷市子育て支援プロジェクトチーム委員長（以下「委員長」という。）が指名する。
- 2 委員長は、必要に応じて上記以外の者の出席を求めることができる。
- 3 主任に健康福祉部子ども政策課長を充て、副主任に保健センター上席主幹を充てる。